

特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法案要綱

第一 目的

この法律は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、環境大臣が策定する基本方針等について定めるとともに、都道府県等が実施する特定支障除去等事業に関する特別の措置を講じ、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的とすること。（第一条関係）

第二 定義

一 この法律において「特定産業廃棄物」とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に規定する産業廃棄物であつて、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成九年法律第八十五号）の施行（同法附則第一条第一号の規定による施行をいう。）前に廃棄物処理法に規定する産業廃棄物処理基準又は特別管理産業廃棄物処理基準に適合しない処分が行われたものをいうこと。（第二条第一項関係）

二 この法律において「支障の除去等」とは、特定産業廃棄物に起因する生活環境の保全上の支障の除去又は発生の防止をいうこと。（第二条第二項関係）

三 この法律において「支障除去等事業」とは、都道府県等が行う廃棄物処理法第十九条の八第一項の規定による支障の除去等の措置に係る事業をいうこと。（第二条第三項関係）

四 この法律において「特定支障除去等事業」とは、支障除去等事業のうち、第四の実施計画に基づいて行われるものをいうこと。（第二条第四項関係）

第三 基本方針

環境大臣は、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等を平成二十四年度までの間に計画的かつ着実に推進するための基本的な方針を定めなければならないものとする事。（第三条関係）

第四 実施計画

一 都道府県等は、基本方針に即して、当該都道府県等の区域内における特定産業廃棄物に起因する支障の除去等の実施に関する計画を定めることができるものとする事。（第四条第一項関係）

二 都道府県等は、実施計画を定めようとするときは、あらかじめ、環境基本法の規定により置かれる審議会その他の合議制の機関及び関係市町村の意見を聴くとともに、環境大臣に協議し、その同意を得なければならないものとする事。（第四条第四項関係）

第五 国庫補助

国は、産業廃棄物適正処理推進センターが、支障の除去等の措置を行う都道府県等に対する資金の出し等の業務であつて特定支障除去等事業に係るものを行う場合においては、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、当該業務に係る基金に充てる資金を補助することができるものとする。 (第

五条第一項関係)

第六 起債の特例

特定支障除去等事業につき都道府県等が必要とする経費については、地方債をもってその財源とするこ
とができるものとする。 (第六条関係)

第七 附則

- 一 この法律は、公布の日から施行するものとする。
- 二 この法律は、平成二十五年三月三十一日限り、その効力を失うものとする。